明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたフランス共和国の紋章を指定した件（経済産業一一〇）　二

○商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたイタリア共和国の紋章を指定した件（同一一一）　三

○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された国際投資銀行の標章を指定した件（同一一二）　四

○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された国際ブドウ・ワイン機構の標章を指定した件（同一一三）　四

○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された北大西洋条約機構情報通信機構の標章を指定した件（同一一四）　四

○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州理事会／欧州連合理事会の標章を指定した件（同一一五）　四

○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州理事会の標章を指定した件（同一一六）　四

○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州連合理事会の標章を指定した件（同一一七）　四

○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたアジアインフラ投資銀行の標章を指定した件（同一一八）　五

○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された新開発銀行の標章を指定した件（同一一九）　五

○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州気象衛星開発機構の標章を指定した件（同一二〇）　六

○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された西アフリカ通貨同盟金融委員会の標章を指定した件（同一二一）　六

○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州連合知的財産庁の標章を指定した件（同一二二）　六

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　七

特殊法人等
司法書士名簿登録等、日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則の一部変更・共済規程等の一部変更関係　一七

地方公共団体
行旅死亡人関係　一九

会社その他

会社決算公告　三